

随意契約理由書

件名	ポートアイランド市民広場駅前エスカレーター整備
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
随意契約の理由	
<p>神戸新交通市民広場駅前のエスカレーター設備（以下本設備という。）は、平成10年に設置され、市民広場前駅利用者を中心とした不特定多数の市民が利用する施設である。</p> <p>本設備は経年劣化と昨年度の大雨被害により、信頼性が著しく低下していることから、機器の保全を図り、利用者の安全を確保するため、部品取替（駆動機、制御盤、ステップ、スカートガード、ゴム手摺、安全装置等）を伴う整備を行う。</p> <p>整備対象となる部位は、本設備の主要な構成部品（以下部品という。）であり、他メーカーの部品では互換性がないため、部品の調達・既設部位との調整・機器全体の性能及び品質を保証できるのは、本設備の製造メーカーである三菱電機株式会社のメンテナンス部門であり、本設備の保守管理も行っている三菱電機ビルテクノサービス株式会社のみであるため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課 (電話番号 322-6225)